

民等を選定し、周知、説明会を実施してください。

(4) 主な対象事業スキームの例

|   |   |
|---|---|
| <p><b>○自己所有モデル</b></p> <p>遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電設備で発電された電力を、一般送配電事業者の送電網を通じて自社施設へ供給。</p>   |   |
| <p><b>○第三者所有モデル（再エネ電気の供給）</b></p> <p>需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する契約（コーポレートPPA）を締結し、小売電気事業者を通じて自社施設へ供給。現行の電気事業法では、小売電気事業者を介した三者間の契約が必要となる</p> |   |
| <p><b>○第三者所有モデル（環境価値の供給）</b></p> <p>需要家（企業等）が発電事業者から環境価値を固定価格で長期間購入する契約を締結し、発電事業者から自社施設へ供給。再エネ電力は市場へ供給し、需要家は既存の電力契約を継続。</p>                     |  |

※1 自己託送とは、遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電所で発電された電気を、小売電気事業者を介さずに一般送配電事業者の送電網を通じて自社（又は子会社等、密接関係会社）施設へ送電する仕組みです。

※2 コーポレート PPA とは、需要家（企業等）が発電事業者から再エネ電気等を固定価格で長期間購入する電力購入契約です。

※3 第三者所有モデルによる設置とは、コーポレート PPA 等の手法により、発電事業者が都外に再生可能エネルギー発電設備を設置するとともに、当該設備から発電された電力を都内の当該設備の所有者ではない電力需要家に対して売電を行う、第三者所有モデルによる設置についても本事業の対象となります（助成対象事業者は電力需要家となります。）。

この場合、発電事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

**実施要綱第5条第2項の発電事業者又は小売電気事業者が本助成金の交付を受けようとする場合は、本助成金相当分を売電等の価格の低減等を通じて電力需要家へ還元してください。（ただし、本助成金は、助成対象設備から得られた電気に係る料金にのみ充当してください（仮に発電事業者が電力需要家と助成対象設備が発電しない時間帯における電力についても電力供給契約を締結する場合、当該電力料金について、本助成金を理由とする割引を行うことはできません。））。**

## (5) 環境価値の供給

バーチャル PPA において、助成対象設備から得られた環境価値を証書化（以下、「再エネ電力証書」とする。）し、助成事業者が有する都内特定施設で利用しなければなりません。

再エネ電力証書は非 FIT 非化石証書（再エネ指定）でかつ本事業の助成対象設備から得られたことが確認できるもの（トラッキング；属性情報が付与されたもの）とします。

当該環境価値の取引契約において、取引価格等への反映により助成金分が需要家に還元されている必要があります。

## 2.2 助成対象事業者（交付要綱第4条参照）

助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者としてします。

- ・①次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

|   | 事業者の種別   |
|---|--|
| ア | 民間企業   |
| イ | 個人事業主  |
| ウ | 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人 |
| エ | 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人  |
| オ | 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人   |
| カ | 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人   |
| キ | 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人  |
| ク | 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等   |
| ケ | 法律により直接設立された法人   |
| コ | アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者   |

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。

- ・②次に掲げる要件を全て満たす者であること。

|   | 要件                              |
|---|---------------------------------|
| ア | 過去に税金の滞納がない                     |
| イ | 刑事上の処分を受けていない                   |
| ウ | 東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない  |
| エ | その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる |

- ・③上記①②の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者とはなりません。

|   | 内容   |
|---|--|
| ア | 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」 |